

**香川県条例第21号**

直島町における風評被害対策条例を廃止する条例

直島町における風評被害対策条例（平成12年香川県条例第82号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正）

2 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例（昭和32年香川県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																											
<p>（報酬）</p> <p>第2条 略</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第3条 略</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <p>1 知事の附属機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">報酬</th> <th style="text-align: center;">費用弁償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>香川県環境影響 評価技術審査会</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>香川県放置自動 車廃物認定委員</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	報酬	費用弁償	略			香川県環境影響 評価技術審査会	略		香川県放置自動 車廃物認定委員	略		<p>（報酬）</p> <p>第2条 委員等が招集に応じて会議に出席し又は職務のため旅行したときは、別表に掲げる額の報酬を支給する。ただし、県の職員が委員等を兼ねる場合には支給しない。</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第3条 委員等が招集に応じ又は職務のため旅行したときは、費用弁償として別表に掲げる額の旅費を支給する。ただし、公務員であつて委員等を兼ねる者の旅費については、その者が公務員として受ける額に相当する額とする。</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <p>1 知事の附属機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">報酬</th> <th style="text-align: center;">費用弁償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>香川県環境影響 評価技術審査会</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直島町風評被害 審査会</td> <td>委 員 日額 9,000円</td> <td>委 員 6級</td> </tr> <tr> <td>香川県放置自動 車廃物認定委員</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	報酬	費用弁償	略			香川県環境影響 評価技術審査会	略		直島町風評被害 審査会	委 員 日額 9,000円	委 員 6級	香川県放置自動 車廃物認定委員	略	
名称	報酬	費用弁償																										
略																												
香川県環境影響 評価技術審査会	略																											
香川県放置自動 車廃物認定委員	略																											
名称	報酬	費用弁償																										
略																												
香川県環境影響 評価技術審査会	略																											
直島町風評被害 審査会	委 員 日額 9,000円	委 員 6級																										
香川県放置自動 車廃物認定委員	略																											

会  
略

2 略

会  
略

2 略